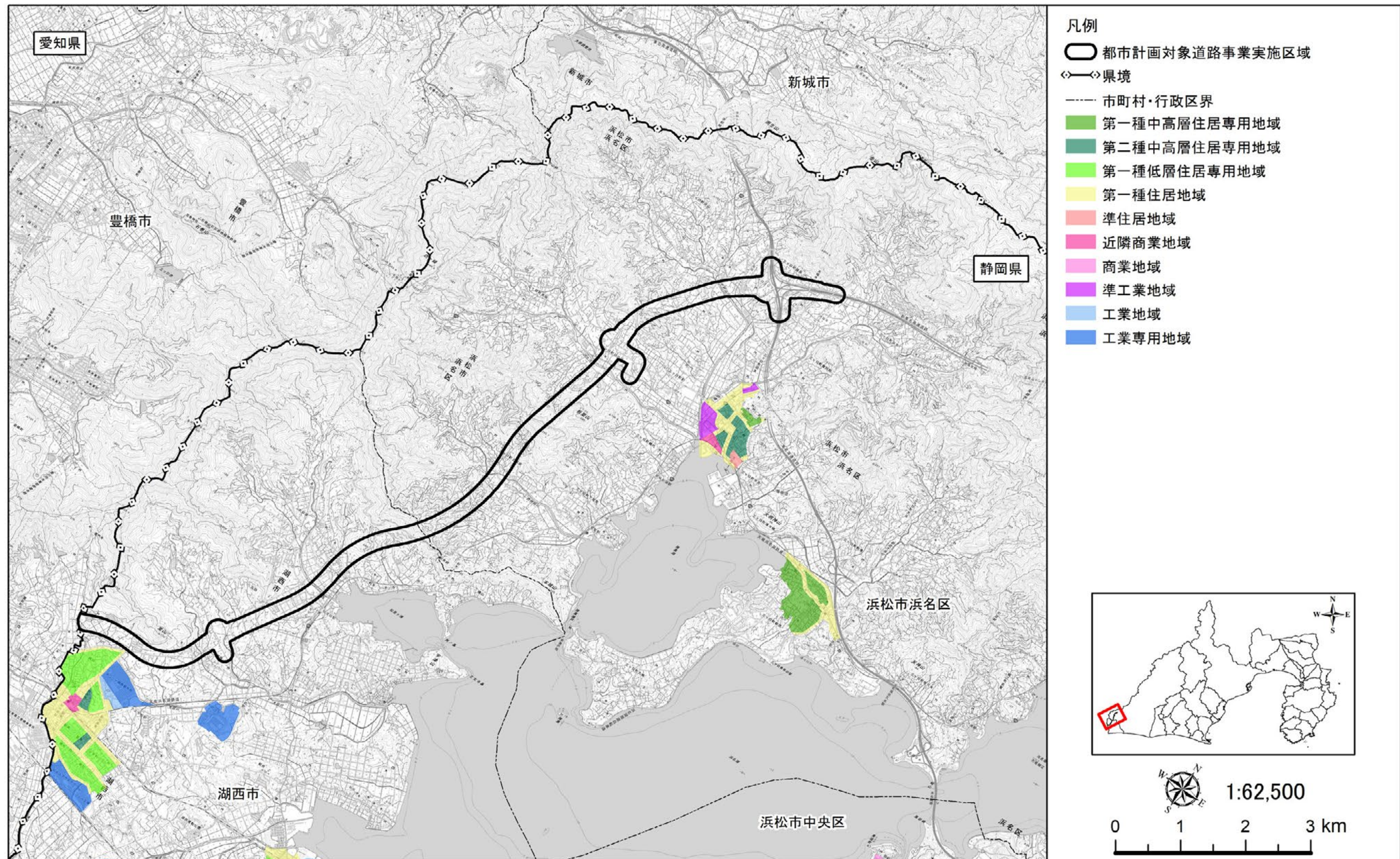


2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 都市計画法の規定により定められた用途地域

調査区域における「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号、最終改正：令和7年6月4日号外法律第51号)第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域は、図4-2-14に示すとおりです。浜松市では浜名湖周辺に点在して用途地域が定められており、主に住居系の地域に指定されています。湖西市では、事業実施区域の南側で用途地域が定められており、主に浜名湖と駅等周辺が住居系の地域に指定され、その他は工業系の地域に指定されています。



出典) 「国土数値情報 用途地域データ (令和元年度版)」(国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ)
 「静岡県地理情報システム 都市計画情報」(静岡県ホームページ)

図 4-2-14 用途地域図

(2) 環境基本法による公害防止計画の策定の状況

静岡県においては、富士市等で「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日号外法律第36号)第17条第1項及び第2項の規定に基づく公害の防止に関する施策に係る計画(公害防止計画)が策定されていますが、浜松市及び湖西市は策定地域の対象外です。

(3) 大気汚染防止法により定められた指定地域

調査区域内において、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第5条の2第1項に規定する指定地域はありません。

(4) 環境基本法により定められた大気の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日号外法律第36号)により定められた大気の汚染に係る環境基準は表4-2-17に示すとおりです。

表 4-2-17 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μ m以下のものをいう。

3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。

4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μ mの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典) 「大気の汚染に係る環境基準について」

(昭和48年5月8日環境庁告示25号、最終改正：令和8年1月30日号外環境省告示第8号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境庁告示33号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」

(昭和53年7月11日環境庁告示38号、最終改正：平成8年10月25日環境庁告示74号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成9年2月4日環境庁告示4号、最終改正：平成30年11月19日環境庁告示100号)

(5) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

調査区域において、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日法律第70号、最終改正：令和元年5月24日号外法律第14号）第6条第1項の規定に基づき同法施行令（平成4年11月26日政令第365号、最終改正：令和4年11月28日号外 政令第361号）で定める窒素酸化物対策地域、及び同法第8条第1項の規定に基づき同法施行令で定める粒子状物質対策地域の指定はありません。

(6) 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路

調査区域において、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和55年5月1日法律第34号、最終改正：平成29年5月12日法律第26号）第5条第1項の規定に基づく沿道整備道路の指定はありません。

(7) 環境基本法の規定により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況

「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日号外法律第36号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準を表4-2-18に、環境基準の地域の類型指定の状況は、表4-2-19及び図4-2-15に示すとおりです。

調査区域は概ね、第1種・第2種住居地域及び用途地域の定めのない地域が該当するB類型に指定されており、浜松市及び湖西市の中心部は、一部住居専用地域が該当するA類型並びに近隣商業・商業・準工業・工業地域・工業専用地域が該当するC類型に指定されています。

表 4-2-18 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間としています。

注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域としています。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域としています。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域としています。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域としています。

ただし、次表に掲げる地域（道路に面する地域）に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

地域の区分	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

基準値 (L _{Aeq})	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日号環境省告示第35号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日号外 環境省令第9号)

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月 環境省)

表 4-2-19 騒音に係る環境基準の類型指定

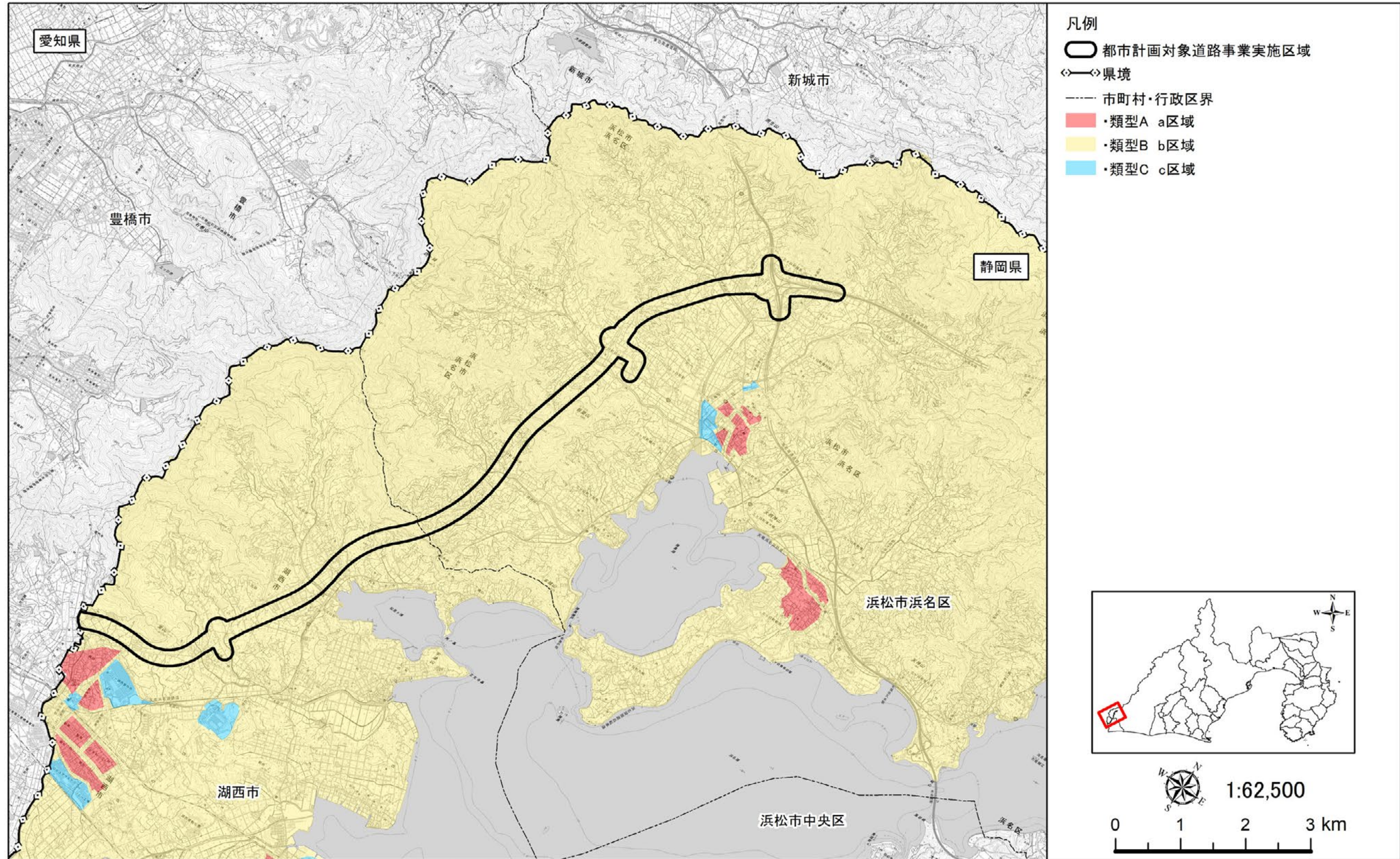
地域の類型	該当地域	
	浜松市	湖西市
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 浜名区の区域のうち、別図(省略)により実線で表示した区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域
B	第1種住居地域(特別工業地区を除く。) 第2種住居地域(特別工業地区を除く。) 準住居地域 都市計画区域内の用途地域の定めのない地域(浜松飛行場を除く。) 旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の区域のうち、別図(省略)により実線で表示した区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域内の用途地域の定めのない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 特別工業地区 工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域

出典) 「環境基本法に基づく騒音に係る基準の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年3月30日浜松市告示第214号、最終改正:平成26年3月28日浜松市告示第220号)

「騒音規制法に基づく地域の指定等」(平成17年7月1日浜松市告示第334号、最終改正:令和5年12月28日告示第920号)

「第3次湖西市環境基本計画」(令和3年3月、湖西市)

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正:令和7年6月24日静岡県規則第58号)



出典) 「国土数値情報 用途地域データ (令和元年度版)」(国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ)
 「静岡県地理情報システム 都市計画情報」(静岡県ホームページ)

図 4-2-15 騒音類型指定状況及び自動車騒音の限度に係る区域区分図

(8) 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第3条第1項及び第17条第1項に基づく自動車騒音の限度及び時間の区分は表4-2-20(1)～(2)に、自動車騒音の区域の区分は表4-2-21及び前掲の図4-2-15に示すとおりです。

調査区域の大半はb区域に指定されています。このほか一部住居系の土地利用箇所が該当するa区域並びに商業・工業系の土地利用箇所が該当するc区域が浜松市及び湖西市の中心部で指定されています。

表 4-2-20(1) 自動車騒音の限度

区域の区分	昼間 (L _{Aeq}) (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (午後10時から 翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考) a区域、b区域、c区域の区分は表4-2-21に示すとおりです。

表 4-2-20(2) 自動車騒音の限度(幹線交通を担う道路に近接する区域)

昼間 (L _{Aeq}) (午前6時から午後10時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

備考1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和27年6月10日法律第180号、最終改正：令和7年4月16日号外法律第22号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和26年法律第183号、最終改正：令和6年5月15日号外法律第23号)第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和44年8月25日建設省令第49号、最終改正：令和7年5月26日号外 国土交通省令第60号)第7条1号に規定する自動車専用道路をいいます。

備考2) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいいます。

出典) 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日号外 環境省令第9号)

表 4-2-21 自動車騒音の限度に係る区域の区分

区域	区域の区分
a 区域	騒音規制法に基づく第1種区域並びに第2種区域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b 区域	騒音規制法に基づく第2種区域のうち a の区域の区分をあてはめる地域以外の地域
c 区域	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

備考) この表において、騒音規制法に基づく第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、騒音規制法(昭和43年法律第98号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第3条第1項及び静岡県事務処理の特例に関する条例(平成11年静岡県条例第56号、最終改正：令和7年10月17日静岡県条例第46号)別表第1の20の2の項(1)の規定に基づき町長が指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域は都市計画法(昭和43年法律第100号、最終改正：令和7年6月4日号外法律第51号)第8条の規定により定められた地域をいいます。

出典) 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令の別表の備考の規定に基づき知事が定める区域の区分」(平成12年3月31日静岡県告示第307号、最終改正：平成30年8月31日告示第591号)
「騒音規制法に基づく地域の指定等」(平成17年7月1日浜松市告示第334号、最終改正：令和5年12月28日告示第920号)

(9) 騒音規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第3条第1項及び第15条第1項に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-22に、区域の区分は表4-2-23及び図4-2-16に示すとおりです。

調査区域においては、主に第1号区域が、一部では第2号区域が指定されています。事業実施区域は、第1号区域が指定されています。

また、調査区域における「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成10年12月25日条例第44号、最終改正：令和6年10月25日条例第45号)第72条に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-24に、区域の区分は表4-2-25及び図4-2-16に示すとおりです。

表 4-2-22 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（騒音規制法）

項目	内容	適用除外 ^{注1)}
対象地域	第1号区域及び第2号区域	
対象作業	別表 No. 1～8 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において85dBを超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注1) 適用除外の要件は以下のとおりです。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日号外 環境省告示第35号）

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	・混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
6	バックホウを使用する作業	・原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	・原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	・原動機の定格出力が40kW以上のものに限る

備考) No. 6から8に掲げる作業のうち、騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号、最終改正：令和3年12月24日号外 政令第346号)別表第2第6号、第7号及び第8号の規定に基づく一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー(平成9年環境庁告示第54号、最終改正：平成12年12月14日環境庁告示78号)別表に規定する機械を使用する作業を含まないものとします。

出典) 騒音規制法施行令(昭和43年11月27日政令第324号、最終改正：令和3年12月24日号外 政令第346号)

表 4-2-23 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分(騒音規制法)

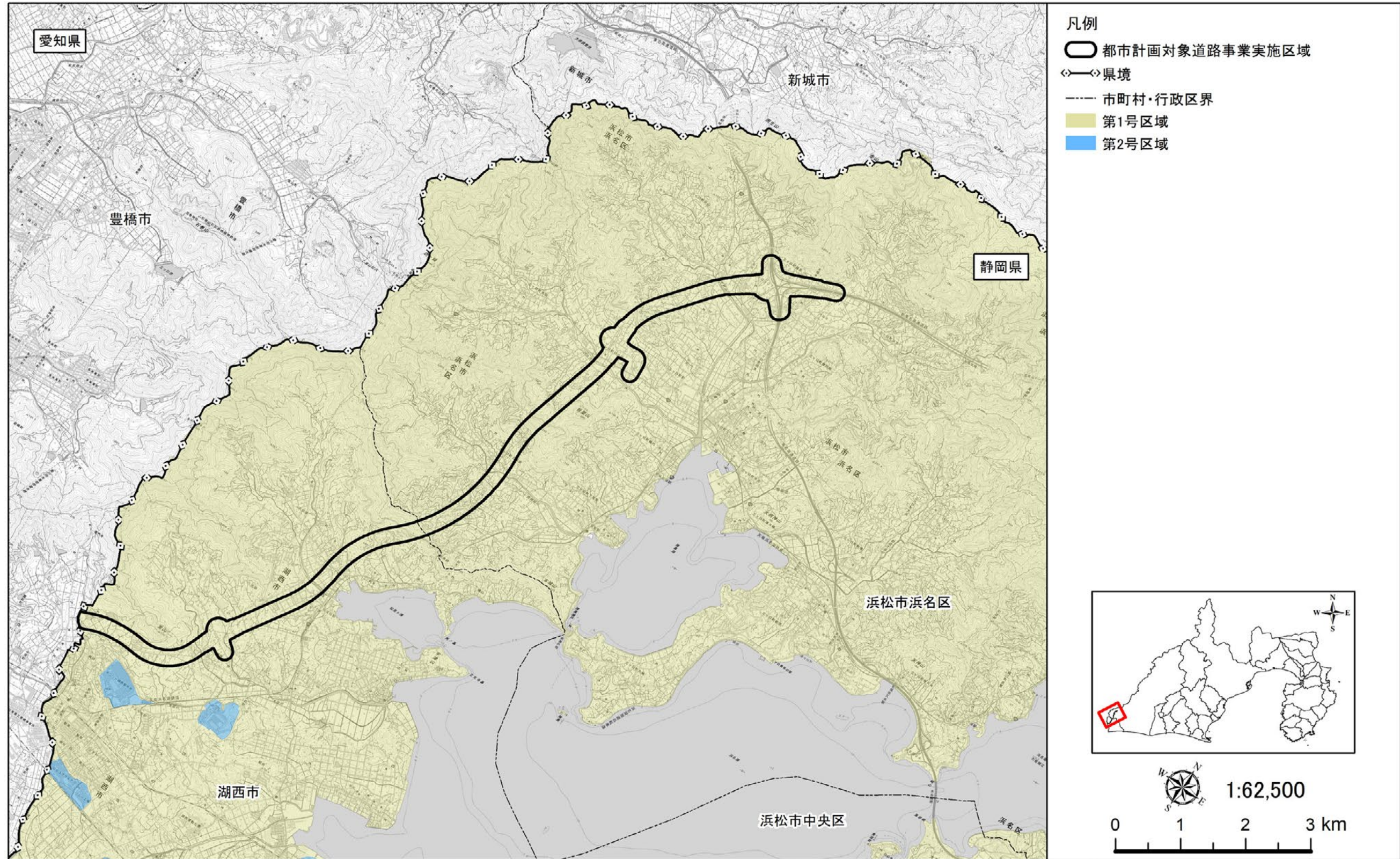
区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種区域として定められた区域 2. 第2種区域として定められた区域 3. 第3種区域として定められた区域 4. 第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所 (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
第2号区域	前号に掲げる区域以外の区域

備考) この表において「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」、「第4種区域」とは、以下の告示等に従って定められる区域をいいます。

浜松市：「騒音規制法に基づく地域の指定等」(平成17年7月1日浜松市告示第334号、最終改正：令和5年12月28日告示第920号)

湖西市：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和7年6月24日静岡県規則第58号)

出典) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号の規定に基づき知事が指定する区域(平成9年3月28日静岡県告示第344号の6号、最終改正：平成30年3月30日静岡県告示第212号)



出典) 「国土数値情報 用途地域データ (令和元年度版)」(国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ)
 「静岡県地理情報システム 都市計画情報」(静岡県ホームページ)

図 4-2-16 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図(騒音規制法、振動規制法)

表 4-2-24 特定建設作業に伴う騒音の基準（静岡県生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外 ^{注1)}
対象地域	1号区域及び2号区域	
対象作業	別表 No. 1～8 参照	
規制基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において 85 デシベルを超えないこと	—
作業時間帯	1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D E
1日当りの作業時間	1号区域：1日10時間を超えないこと 2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C D E F

注1) 適用除外の要件は以下のとおりです。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間または日曜日その他の休日において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- E. 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧5万ボルト以上の電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体(以下「変電所」という。)の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典) 「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和7年6月24日静岡県規則第58号)

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。 ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	・混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
6	バックホウを使用する作業	・原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	・原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	・原動機の定格出力が40kW以上

備考1) この表に掲げる作業には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内で行う作業を含まないものとします。

備考2) No. 6から8に掲げる作業のうち、騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号、最終改正：令和3年12月24日号外 政令第346号)別表第2第6号、第7号及び第8号の規定に基づく一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー(平成9年環境庁告示第54号、最終改正：平成12年12月14日環境庁告示78号)別表に規定する機械を使用する作業を含まないものとします。

出典) 「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和7年6月24日静岡県規則第58号)

**表 4-2-25 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分
(静岡県生活環境の保全等に関する条例)**

区域	区域の区分
1号区域	別表に掲げる第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
2号区域	前号に掲げる区域以外の区域

出典) 「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和7年6月24日静岡県規則第58号)

(別表)

区域	区域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域及び知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域
第2種区域	第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域
第3種区域	第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域
第4種区域	工業地域及び工業専用地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区(用途地域内の区域を除く。)

出典) 「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和7年6月24日静岡県規則第58号)

(10) 振動規制法に基づく指定地域内における道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域において、「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第3条第1項及び第16条第1項に基づき道路交通振動の限度が指定される区域が存在します。同法に基づく道路交通振動の限度及び時間の区分は表4-2-26に、区域の区分は表4-2-27及び図4-2-17に示すとおりです。

調査区域の大半は商業・工業系の地域や用途地域の定めのない地域が該当する第2種区域に指定されています。この他、一部住居系の地域が該当する第1種区域が浜松市及び湖西市の中心部で指定されています。

表 4-2-26 道路交通振動の限度

区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注1) 時間区分は以下のとおりです。

昼間：午前8時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前8時

出典) 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日号外環境省令第3号)

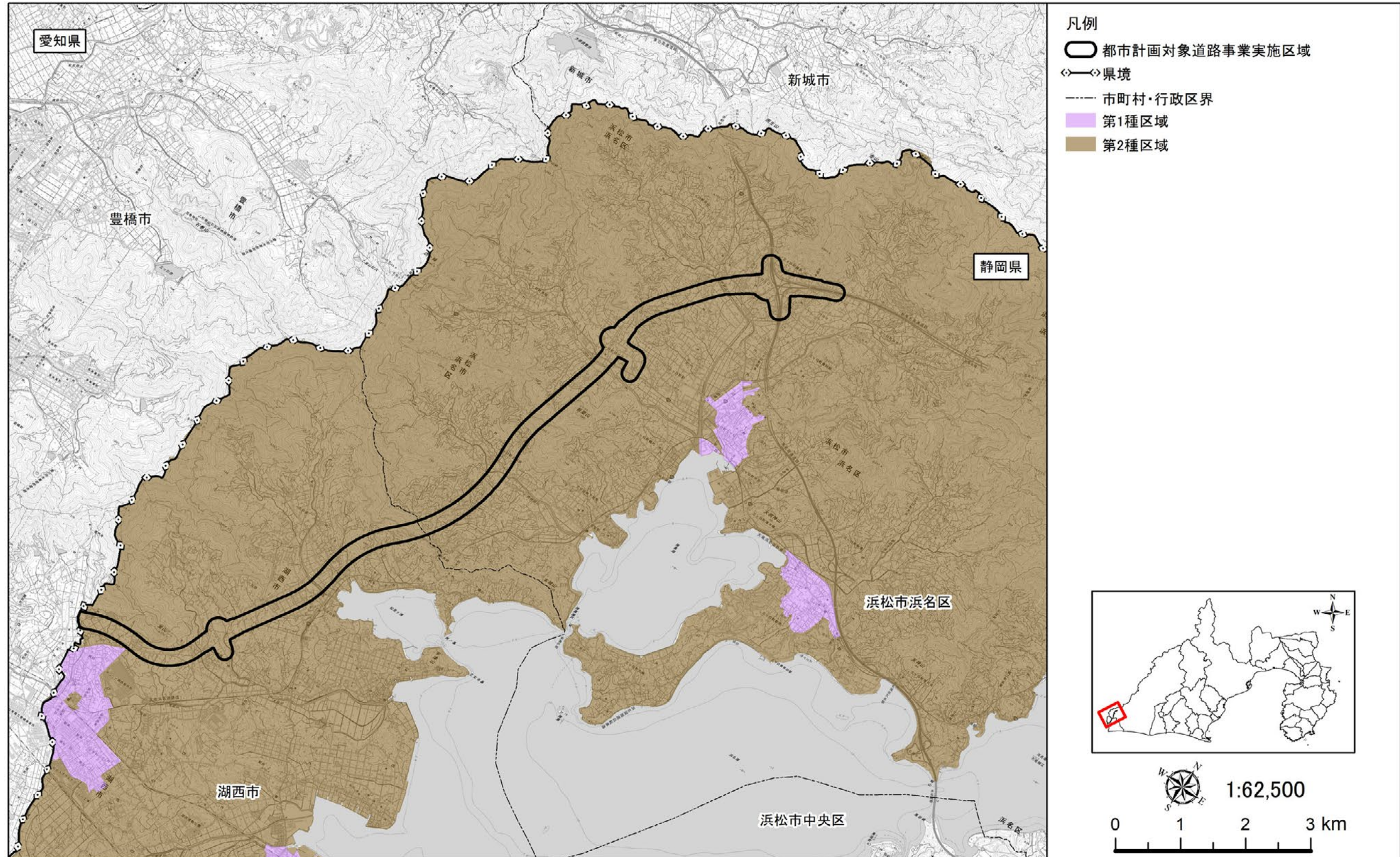
「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表 第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分」(平成9年3月28日静岡県告示第344号の9、最終改正：平成30年3月30日告示第213号)

表 4-2-27 道路交通振動の限度における区域の区分

区域	区域の区分	
第1種区域	第1種区域の1	騒音規制法に基づく第1種区域
	第1種区域の2	騒音規制法に基づく第2種区域
第2種区域	第2種区域の1	騒音規制法に基づく第3種区域
	第2種区域の2	騒音規制法に基づく第4種区域

出典) 「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表 第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分」(平成9年3月28日静岡県告示第344号の9、最終改正：平成30年3月30日告示第213号)

「振動規制法に基づく地域の指定等」(平成17年7月1日浜松市告示第335号、最終改正：平成27年6月23日浜松市告示第416号)



出典) 「国土数値情報 用途地域データ(令和元年度版)」(国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ)
「静岡県地理情報システム 都市計画情報」(静岡県ホームページ)

図 4-2-17 道路交通振動における区域の区分

(11) 振動規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、 地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第15条第1項の規定に基づく、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表4-2-28に、区域の区分は表4-2-29及び前掲の図4-2-16に示すとおりです。

調査区域においては、主に第1号区域が、一部では第2号区域が指定されています。事業実施区域は、第1号区域が指定されています

また、調査区域における「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成10年12月25日条例第44号、最終改正：令和6年10月25日条例第45号)第89条に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表4-2-30に、区域の区分は表4-2-31及び前掲の図4-2-16に示すとおりです。

表 4-2-28 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（振動規制法）

項目	内容	適用除外 ^{注1)}
対象作業	別表 No. 1～4 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において75dBを超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注1) 適用除外の要件は以下のとおりです。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典) 振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日号外 環境省令第3号)

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装板破砕機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	ブレイカー(手持式のものを除く。)を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る

出典) 「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日政令第280号、最終改正：令和3年12月24日号外 政令第346号)

表 4-2-29 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分(振動規制法)

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種区域の1として定められた区域 2. 第1種区域の2として定められた区域 3. 第2種区域の1として定められた区域 4. 第2種区域の2として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所 (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
第2号区域	法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

出典) 「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分」(平成9年3月28日静岡県告示第344号の9、最終改正：平成30年3月30日静岡県告示第213号)

表 4-2-30 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準
(静岡県生活環境の保全等に関する条例)

項目	内容	適用除外 ^{注1)}
対象地域	1号区域及び2号区域	
対象作業	別表 No. 1～4 参照	当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く
規制基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において75デシベルを超えないこと	—
作業時間帯	1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D E
1日当りの作業時間	1号区域：1日10時間を超えないこと 2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C D E F

注1) 適用除外の要件は以下のとおりです。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間または日曜日その他の休日において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- E. 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典) 「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和7年6月24日静岡県規則第58号)

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装板破砕機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る

備考) この表に掲げる作業には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内で行う作業を含まないものとします。

出典) 「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和7年6月24日静岡県規則第58号)

**表 4-2-31 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分
(静岡県生活環境の保全等に関する条例)**

区域	区域の区分
1号区域	別表に掲げる第1種区域の1、第1種区域の2及び第2種区域の1並びに第2種区域の2のうち病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
2号区域	前号に掲げる区域以外の区域

出典) 「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和7年6月24日静岡県規則第58号)

(別表)

区域	区域の区分
第1種区域の1	騒音規制法に基づく第1種区域
第1種区域の2	騒音規制法に基づく第2種区域
第2種区域の1	騒音規制法に基づく第3種区域
第2種区域の2	騒音規制法に基づく第4種区域

出典) 「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和7年6月24日静岡県規則第58号)

「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表 第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分」(平成9年3月28日静岡県告示第344号の9、最終改正：平成30年3月30日告示第213号)

「振動規制法に基づく地域の指定等」(平成17年7月1日浜松市告示第335号、最終改正：平成27年6月23日浜松市告示第416号)

(12) 環境基本法の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日号外法律第36号)第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る「人の健康の保護に関する環境基準」は表4-2-32に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表4-2-33(1)～(2)及び表4-2-34に、「水産用水基準 第8版(2018年版)」(平成30年8月、公益社団法人日本水産資源保護協会)は表4-2-35に示すとおりです。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用されます。「生活環境の保全に関する環境基準(河川・海域)」は、公共用水域ごとに定められており、調査区域には水質汚濁の環境基準の類型指定に指定されている水域が海域にのみ存在しません。調査区域における指定状況は、表4-2-34及び図4-2-18に示すとおりです。

表4-2-32 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	-	-
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102(以下「規格」という。)の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号)

表 4-2-33(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸 素要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以 上	20CFU /100mL 以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以 上	300CFU /100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU /100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
6. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
7. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号)

表 4-2-33(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	検出され ないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出され ないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考

- アルカリ性法とは次のものをいう。
試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1mL とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$
 (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL)
 (b) : 蒸留水について行なった空試験値 (mL)
 fNa₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注1) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考

- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注1) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考		
1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号)

表 4-2-34 生活環境の保全に関する環境基準（海域）の類型指定状況

ア（COD 等）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
浜名湖 水域	浜名湖	今切口の東導流堤の基部(浜松市中央区舞阪町舞阪官有無番地)と西導流堤の基部(湖西市新居町大字新居官有無番地)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域のうち、鷺津湾、松見ヶ浦、猪鼻湖、奥庄内湖及び宇布見湾を除く海域	海域 A	直ちに 達成	昭和 47 年 6 月 23 日 静岡県告示第 510 号
	鷺津湾	湖西市新所字女河浦 5,962 番地の 10 地先の堤塘敷の東端と同市鷺津字大畑ヶ 2,503 番地の 30 地先の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域 B	直ちに 達成	昭和 47 年 6 月 23 日 静岡県告示第 510 号
	松見ヶ浦	洲ノ鼻の南端(湖西市利木字スノハナ 499 番地の 2 地先)と松見ヶ浦養殖場の網仕切の南端(同市入出字高山 874 番地の 1 地先)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域 B	直ちに 達成	昭和 47 年 6 月 23 日 静岡県告示第 510 号
	猪鼻湖	瀬戸橋及び陸岸により囲まれた海域	海域 B	直ちに 達成	昭和 47 年 6 月 23 日 静岡県告示第 510 号

イ（全窒素及び全りん）

水域名	範囲	類型	達成期間	備考
浜名湖 (口)	富士紡三角点(湖西市鷺津)と御産橋の南端(浜松市西区村櫛町)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域 Ⅲ	直ちに 達成	平成 9 年 3 月 25 日 静岡県告示第 291 号

ウ (水生生物に係る環境基準の類型)

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
浜名湖 水域	浜名湖①	浜名湖(全域。ただし、浜名湖②に係る部分を除く。)	生物A	直ちに 達成	平成28年3月 1日 静岡県告示第 240号
	浜名湖②	今切口の東導流堤の基部(浜松市西区舞阪町舞阪)と今切口の西導流堤の基部(湖西市新居町新居)を結んだ直線、富士紡三角点(湖西市鷺津)と鳥冠岩三角点(浜松市西区館山寺町)を結んだ直線と御産橋の南端(浜松市西区村櫛町)と正太寺鼻の東端(湖西市入出)を結んだ直線の交点と正太寺鼻の東端を結んだ直線、同交点と鳥冠岩三角点を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	生物 特A	直ちに 達成	平成28年3月 1日 静岡県告示第 240号

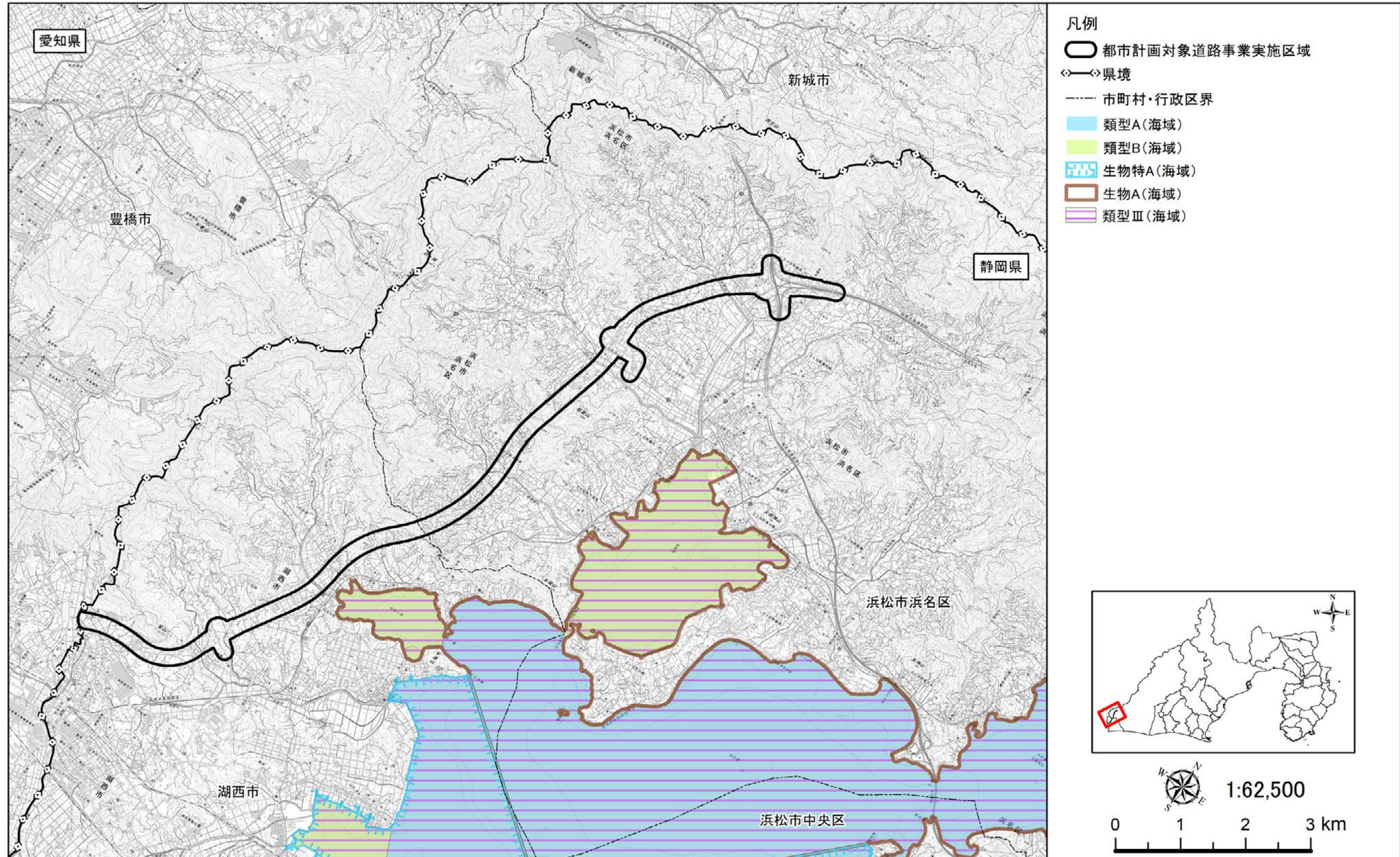
出典)「令和5年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和6年10月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)

表 4-2-35 水産用水基準

項目	河川		湖沼		海域
	自然繁殖の条件	成育の条件	自然繁殖の条件	成育の条件	
BOD	3mg/L 以下	5mg/L 以下	—	—	—
	2mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	3mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)			
COD	—	—	自然繁殖の条件	成育の条件	一般海域及び、ノリ養殖場、閉鎖性内湾沿岸域：一時保留
			4mg/L 以下	5mg/L 以下	
			2mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	3mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	
全リン	—	—	0.1mg/L 以下 (コイ、フナ) 0.05mg/L 以下 (ワカサギ) 0.01mg/L 以下 (サケ科・アユ科)	水産 1 種 0.03mg/L 以下 水産 2 種 0.05mg/L 以下 水産 3 種 0.09mg/L 以下 ノリ養殖場の最低濃度無機態リン 0.007～0.014mg/L 以下	
全窒素	—	—	1.0mg/L 以下 (コイ、フナ) 0.6mg/L 以下 (ワカサギ) 0.2mg/L 以下 (サケ科・アユ科)	水産 1 種 0.3mg/L 以下 水産 2 種 0.6mg/L 以下 水産 3 種 1.0mg/L 以下 ノリ養殖場の最低濃度無機態窒素 0.07～0.1mg/L 以下	
DO	6mg/L 以上 (サケ、マス、アユには 7mg/L 以上)				6mg/L 以上 内湾漁場の夏季低層で最低限維持すべき濃度…4.3mg/L (3mL/L)
pH	6.7～7.5				7.8～8.4
	(生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。)				
懸濁物質 (SS)	1. 25mg/L 以下 (人為的に加えられる SS は 5mg/L 以下) 2. 忌避行動等の反応を起こさせる原因とならないこと。 3. 日光透過を妨げ、水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさぬこと。	サケ、マス、アユ	温水性魚類	人為的に加えられる SS は 2mg/L 以下 海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖と成長に影響を及ぼさないこと。	
		1. 4mg/L 以下 透明度 4.5m 以上	3.0mg/L 以下 透明度 1.0m 以上		
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。				
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。				
大腸菌群	1000MPN/100mL 以下 (生食用のカキ飼育：70MPN/100mL 以下)				
油分	水中には油分が含まれないこと。水面に油膜が認められないこと。				
有害物質	人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質及び農薬、金属、ダイオキシン、その他化学物質について、基準値を下回ること。				
底質	有機物等により汚泥床、ミズワタ等の発生を起こさないこと。			(乾泥として) COD20mg/g 以下 硫化物 0.2mg/g 以下 n-ヘキサン抽出物質 0.1% 以下	
	1. 微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利等に付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 2. 溶出試験に際して、水産用水基準で基準値が定められた物質については、水産用水基準の基準値の 10 倍を下回ること。 ダイオキシン類の濃度は、150pgTEQ/g を下回ること				

注1) COD は、湖沼では酸性法、海域ではアルカリ性法です。(海域における COD 水産用水基準はアルカリ性法、COD 環境基準は酸性法です。アルカリ性法 COD 値＝酸性法 COD 値×0.6)

出典) 「水産用水基準 第8版(2018年版)」(平成30年8月、公益社団法人 日本水産資源保護協会)



出典) 「静岡県の生活環境項目の類型指定状況」(静岡県ホームページ)

図 4-2-18 水質類型指定状況図

(13) 環境基本法の規定により定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日号外法律第36号)第16条第1項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は表4-2-36に示すとおりです。

表4-2-36 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正：令和7年3月31日号外 環境省告示第41号)

(14) 水質汚濁防止法により排水基準が定められた区域

調査区域において、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第3条第3項の規定に基づき、同法同条第1項の排水基準に代えて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準(上乘せ排水基準)を適用する区域は、静岡県「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例」(昭和47年7月11日条例第27号、最終改正：令和6年12月26日条例第57号)により、浜名湖水域に設定されています。

上乘せ排水基準は表4-2-37(1)～(3)に、指定水域は図4-2-19に示すとおりです。

表4-2-37(1) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準(浜名湖水域)

排水水の区分	有害物質の種類及び許容限度					
	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
	最大	最大	最大	最大	最大	最大
1日の平均的な排水の量が800立方メートル以上である特定事業場に係る排水	カドミウム 0.002mg/L	シアン 0.2mg/L	0.1mg/L	六価クロム 0.1mg/L	砒素 0.001mg/L	ふっ素 8mg/L
1日の平均的な排水の量が800立方メートル未満である特定事業場に係る排水	カドミウム 0.002mg/L	—	0.1mg/L	—	砒素 0.001mg/L	ふっ素 8mg/L

備考

1. 上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
2. この表において「特定事業場」とは、特定施設(政令別表第1第19号リ及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。以下この表において同じ。)を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。
3. ふっ素及びその化合物についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。
4. ふっ素及びその化合物についての上乗せ排水基準は、次に掲げる排水については適用しない。
 - (1) この条例の施行の際現に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水(食料品製造業(乳製品製造業を除く。)、染色整理業、砕石業若しくは砂利採取業又はし尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。))若しくは下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るものに限る。)
 - (2) 昭和47年8月1日以後において設置される特定事業場(この条例の施行の際現に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水(し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。))又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るものに限る。)

表 4-2-37(2) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準(浜名湖水域)(1/2)

排水水の区分		項目及び許容限度								
		生物化学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素 要求量 (mg/L)		浮遊物質 量 (mg/L)		ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量(動 植物油脂 類含有量) (mg/L)	ノルマ ルヘキ サン抽 出物質 含有量 (鉱油類 含有量) (mg/L)	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大	
この条例の 施行の際現 に設置され ている特定 事業場(特 定施設の設 置の工事に 着手してい るものを含 む。)に係 る排水水	食料品製造業(乳製品製造業を除く。)に係るもの	100	120	100	120	70	90	—	—	
	染色整理業に係るもの	1日の平均的な排水の量が300立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	30	20	30	30	40	—	—
		1日の平均的な排水の量が300立方メートル未満である特定事業場に係るもの	100	120	100	120	70	90	—	—
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排水の量が800立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	30	20	30	30	40	—	—
		1日の平均的な排水の量が800立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	30	20	30	30	40	—	—
昭和47年8 月1日以後 において設 置される特 定事業場 (この条例 の施行の際 現に特定施 設の設置の 工事に着手 しているも のを除く。)に 係る排水水	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの	15	20	15	20	40	50	—	—	
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの	20	25	20	25	50	70	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排水の量が300立方メートル以上である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	20	30	—	—
		1日の平均的な排水の量が300立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	20	30	—	—

表 4-2-37(2) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準(浜名湖水域)(2/2)

排水水の区分		項目及び許容限度							
		フェノール類含有量(mg/L)	銅含有量(mg/L)	亜鉛含有量(mg/L)	溶解性鉄含有量(mg/L)	溶解性マンガン含有量(mg/L)	クロム含有量(mg/L)	大腸菌数(個/1cm ³)	
		最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均	
この条例の施行の際現に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水水	食料品製造業(乳製品製造業を除く。)に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	
	染色整理業に係るもの	1日の平均的な排水の量が300立方メートル以上である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	0.4	—	
		1日の平均的な排水の量が300立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	2	—	
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排水の量が800立方メートル以上である特定事業場に係るもの	0.2	1	1	—	—	0.4	—
		1日の平均的な排水の量が800立方メートル未満である特定事業場に係るもの	1	1	3	—	—	2	—
昭和47年8月1日以後において設置される特定事業場(この条例の施行の際現に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水水	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排水の量が300立方メートル以上である特定事業場に係るもの	0.2	1	1	—	—	0.4	—
		1日の平均的な排水の量が300立方メートル未満である特定事業場に係るもの	1	1	1	—	—	2	—

備考

1. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水水については適用しない。
4. この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。
5. この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。
6. 生物化学的酸素要求量についてのの上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についてのの上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
7. 一の特特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。
8. 1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水水について適用する亜鉛含有量についてのの上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水水について適用する。

表 4-2-37(3) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準(浜名湖水域)(1/3)

排水水の区分			項目及び許容限度								
			生物化学的酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質 (mg/L)		銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有量 (mg/L)	クロム含有量 (mg/L)
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大
旅館業 又は科学技術に関する研究等を行う事業に係るもの	昭和50年11月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	旅館業に係るもの	100	130	100	130	120	160	—	—	—
		科学技術に関する研究等を行う事業に係るもの 1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	90	120	90	120	100	130	—	—	—
		科学技術に関する研究等を行う事業に係るもの 1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2
	昭和50年12月1日以後において設置される特定事業場(同年11月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	旅館業に係るもの	15	20	15	20	20	30	—	—	—
		科学技術に関する研究等を行う事業に係るもの 1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	20	30	1	1	—
		科学技術に関する研究等を行う事業に係るもの 1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2
医療業 又は清掃業を行う事業場に 係るもの	昭和55年5月9日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—
		1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2
	昭和55年5月10日以後において設置される特定事業場(同月9日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	40	50	1	1	—
		1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2

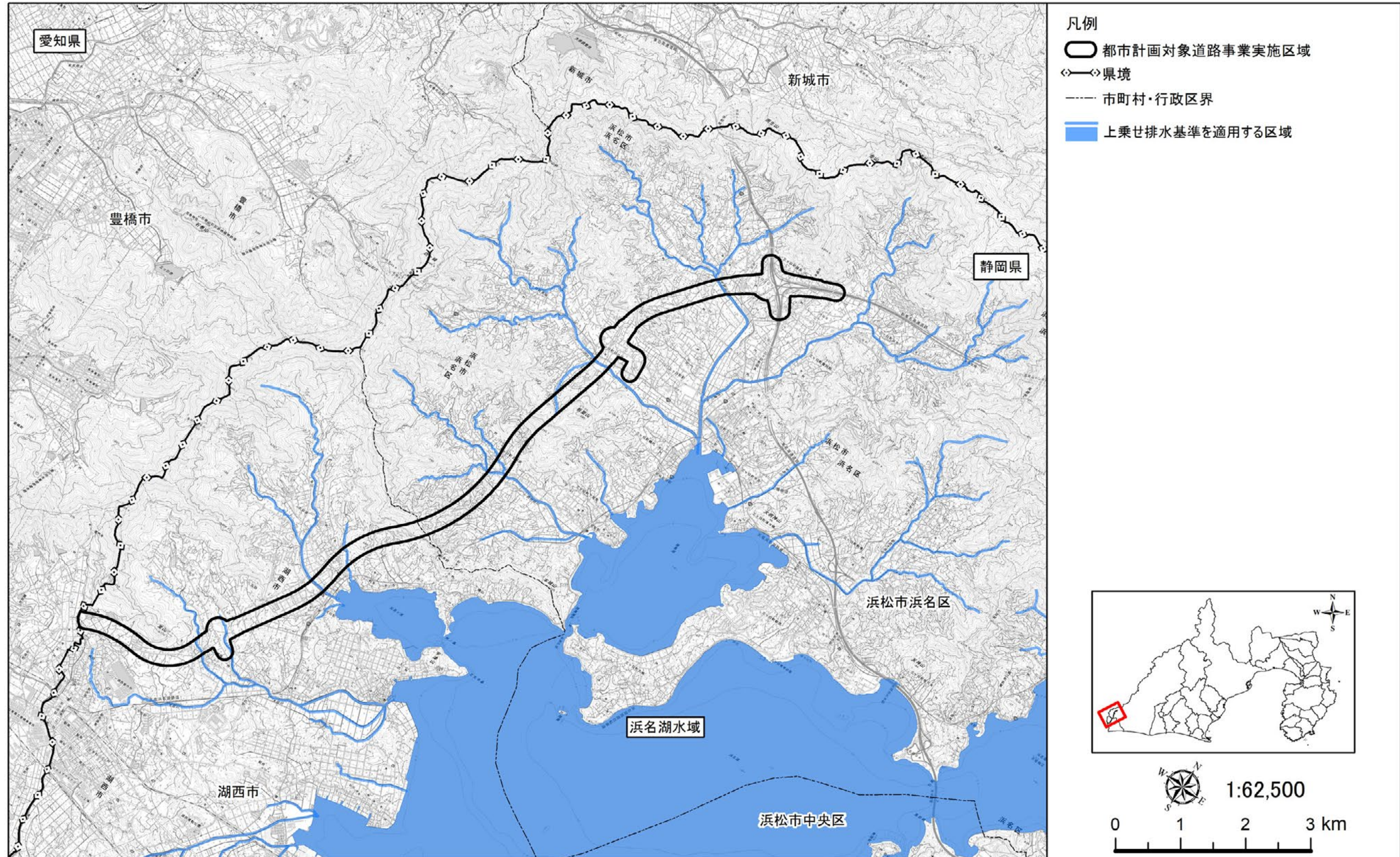
表 4-2-37(3) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準(浜名湖水域)(2/3)

排水水の区分			項目及び許容限度								
			生物化学的酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質 (mg/L)		銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有量 (mg/L)	クロム含有量 (mg/L)
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大
冷凍調理食品製造業等を行う事業場に係るもの	昭和59年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	冷凍調理食品製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—
		合板製造業に係るもの	60	80	60	80	50	70	—	—	—
		その他のもの 1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—
		1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2
冷凍調理食品製造業等を行う事業場に係るもの	昭和59年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	20	30	1	1	—
		1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	3	5
飲食業等を行う事業場に係るもの	平成3年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—
		その他のもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—
	平成3年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	15	20	15	20	20	30	—	—	—
		その他のもの	15	20	15	20	20	30	—	—	—

表 4-2-37(3) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準(浜名湖水域)(3/3)

備考

1. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。
4. この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の2から第66号の7まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。
5. この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。
6. 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
7. 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。



出典) 「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例」(昭和47年7月11日条例第27号、最終改正：令和6年12月26日条例第57号)

図 4-2-19 水域の区分図

(15) 水質汚濁防止法の規定に基づく指定地域

調査区域において、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第4条の2第1項の規定に基づく指定地域はありません。

(16) 湖沼水質保全特別措置法の規定に基づく指定地域

調査区域において、「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年7月27日法律第61号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第3条第1項の規定により指定された指定湖沼及び同条第2項の規定により指定された指定地域はありません。

(17) 環境基本法により定められた土壤汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日号外法律第36号)第16条第1項の規定に基づく土壤汚染に係る環境基準は表4-2-38に示すとおりです。

表 4-2-38 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき、0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K00125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典) 「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正：令和7年3月31日号外 環境省告示第37号)

(18) 土壤汚染対策法の規定により指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域

調査区域において、「土壤汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第6条第1項の規定に基づく要措置区域、同法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域はありません。

(19) ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準は、表4-2-39に示すとおりです。

表4-2-39 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁、水底の底質の汚染及び土壤の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壤	1,000pg-TEQ/g以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

出典)「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：令和4年11月25日号外環境省告示第89号)

(20) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域

調査区域において、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第29条第1項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域に指定された地域はありません。

(21) 農用地の土壤汚染防止等に関する法律の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域

調査区域において、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」(昭和45年12月25日法律第139号、最終改正：平成23年8月30日号外法律第105号)の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域はありません。

(22) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

調査区域において、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月28日条約7号）第11条2の規定に基づく「世界遺産一覧表」に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。

(23) 世界かんがい施設遺産の区域

調査区域において、国際かんがい排水委員会による「世界かんがい施設遺産」に登録されている施設はありません。

(24) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定により指定された生息地等保護区の区域

調査区域において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号）第36条第1項の規定に基づく生息地等保護区の区域はありません。

(25) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

調査区域において、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年9月22日条約第28号、最終改正：平成6年4月29日条約第1号）第2条1の規定に基づく湿地の区域の指定はありません。

(26) 文化財保護法の規定により指定された史跡、名勝、天然記念物又は重要文化的景観等

調査区域に分布する「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号）、「静岡県文化財保護条例」（昭和36年3月28日条例第23号、最終改正：平成31年3月26日条例第9号抄）、「浜松市文化財保護条例」（昭和52年3月30日浜松市条例第28号、最終改正：平成31年3月15日浜松市条例第21号）、「湖西市文化財保護条例」（昭和52年12月22日条例第33号、最終改正：令和3年3月9日条例第1号）に基づいて指定あるいは登録された史跡・名勝又は天然記念物、有形文化財（建造物）、有形民俗文化財、無形民俗文化財は表4-2-40(1)～(2)及び図4-2-20(1)～(2)に示すとおりです。

調査区域では、国及び県指定史跡がそれぞれ1件、市指定史跡が12件、県指定名勝が3件、県指定天然記念物が2件、市指定天然記念物が1件存在しています。さらに国指定有形文化財（建造物）が1件、国登録有形文化財（建造物）が3件、県指定有形文化財（建造物）が2件、市指定有形文化財（建造物）が1件存在します。また、市指定有形民俗文化財が2件、県指定無形民俗文化財が1件存在します。

事業実施区域においては、指定された文化財が2件存在します。

表 4-2-40(1) 文化財一覧(史跡、名勝、天然記念物)

No.	市	種別	指定区分		名称	所在地	指定年月日
1	浜松市	史跡	市	指	幡教寺跡	浜松市浜名区三ヶ日町只木	昭和49年4月23日
2			市	指	旧高栖寺跡	浜松市浜名区三ヶ日町大谷	昭和58年5月27日
3			県	指	千頭峯城跡	浜松市浜名区三ヶ日町摩訶耶	昭和56年3月16日
4			市	指	佐久米経塚	浜松市浜名区三ヶ日町佐久米	昭和50年5月17日
5			市	指	愛宕平古墳	浜松市浜名区三ヶ日町都筑	昭和55年8月20日
6			市	指	宇志北大里遺跡	浜松市浜名区三ヶ日町宇志	昭和44年2月14日
7			市	指	片山竹茂墓	浜松市浜名区三ヶ日町宇志	平成3年4月16日
8			市	指	佐久城跡	浜松市浜名区三ヶ日町都筑	昭和44年2月14日
9			市	指	凌苔庵跡	浜松市浜名区三ヶ日町平山	昭和55年8月20日
10			市	指	西山古墳	浜松市浜名区三ヶ日町釣	昭和55年8月20日
11			市	指	乎那の峯	浜松市浜名区三ヶ日町鶴代	昭和45年11月25日
12			市	指	本坂一里塚	浜松市浜名区三ヶ日町本坂	平成4年3月6日
13			市	指	伝橋逸勢墓	浜松市浜名区三ヶ日町本坂	昭和44年2月14日
14			県	指	大福寺庭園	浜松市浜名区三ヶ日町福長	昭和52年3月18日
15		名勝	県	指	摩訶耶寺庭園	浜松市浜名区三ヶ日町摩訶耶	昭和52年3月18日
16		天然記念物	県	指	鶴代のマンサク群落	浜松市浜名区三ヶ日町鶴代	昭和46年8月3日
17			市	指	玉洞寺のサザンカ	浜松市浜名区三ヶ日町上尾奈	平成8年4月19日
18	浜松市・湖西市	名勝	県	指	浜名湖	浜松市中央区、浜松市浜名区、湖西市	昭和29年1月30日
19	湖西市	史跡	国	指	大知波峠廃寺跡	湖西市大知波南山1450他	平成13年1月29日
20		天然記念物	県	指	トキワマンサク北限群生地	湖西市神座242	昭和52年12月20日

注1) 地点番号は図4-2-20に対応しています。

注2) 指定区分 指：指定文化財、登：登録文化財

出典) 「浜松市文化財分布図(改訂版)」(令和7年3月、浜松市)

「はままつの文化財」「指定等文化財一覧」(浜松市ホームページ)

「国県指定文化財一覧」(静岡県ホームページ)

「しずおか文化財ナビ」(静岡県ホームページ)

「浜松市歴史的風致維持向上計画(参考資料令和6年3月)」(令和4年3月、浜松市)

「湖西市文化財案内マップ」(湖西市教育委員会)

「湖西市文化財地図」(平成2年12月、湖西市教育委員会)

表 4-2-40(2) 文化財一覧(有形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財)

No.	市	種別	指定区分		名称	所在地	指定(登録・認定)年月日
1	浜松市	有形文化財(建造物)	国	指	浜名惣社神明宮本殿	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日	平成5年4月20日
2			国	登	大福寺庫裏	浜松市浜名区三ヶ日町福長字寺中219	令和元年12月5日
3			国	登	天竜浜名湖鉄道三ヶ日駅本屋	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日字門田1148-3	平成23年1月26日
4			県	指	浜名惣社神明宮撰社天羽槌雄神社	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日	昭和54年11月19日
5		有形民俗文化財	市	指	初生衣神社 織殿附 神庫 古式織具	浜松市浜名区三ヶ日町岡本	昭和44年2月14日
6	湖西市・浜松市	有形文化財(建造物)	国	登	天竜浜名湖鉄道利木隧道	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈字瀬戸山2262-32～湖西市利木字赤羽根507-11	平成23年1月26日
7	湖西市	有形文化財(建造物)	県	指	大神山八幡宮境内社熱田神社本殿附棟札3枚	湖西市大知波729	昭和56年3月16日
8			市	指	法泉寺山門	湖西市新所2785	平成元年5月1日
9		無形民俗文化財	県	指	女河八幡宮例大祭神事	湖西市新所1	平成24年3月30日

注1) 地点番号は図4-2-20に対応しています。

注2) 指定区分 指：指定文化財、登：登録文化財

出典) 「文化遺産データベース」(文化庁ホームページ)

「浜松市文化財分布図(改訂版)」(令和7年3月、浜松市)

「はままつの文化財」「指定等文化財一覧」(浜松市ホームページ)

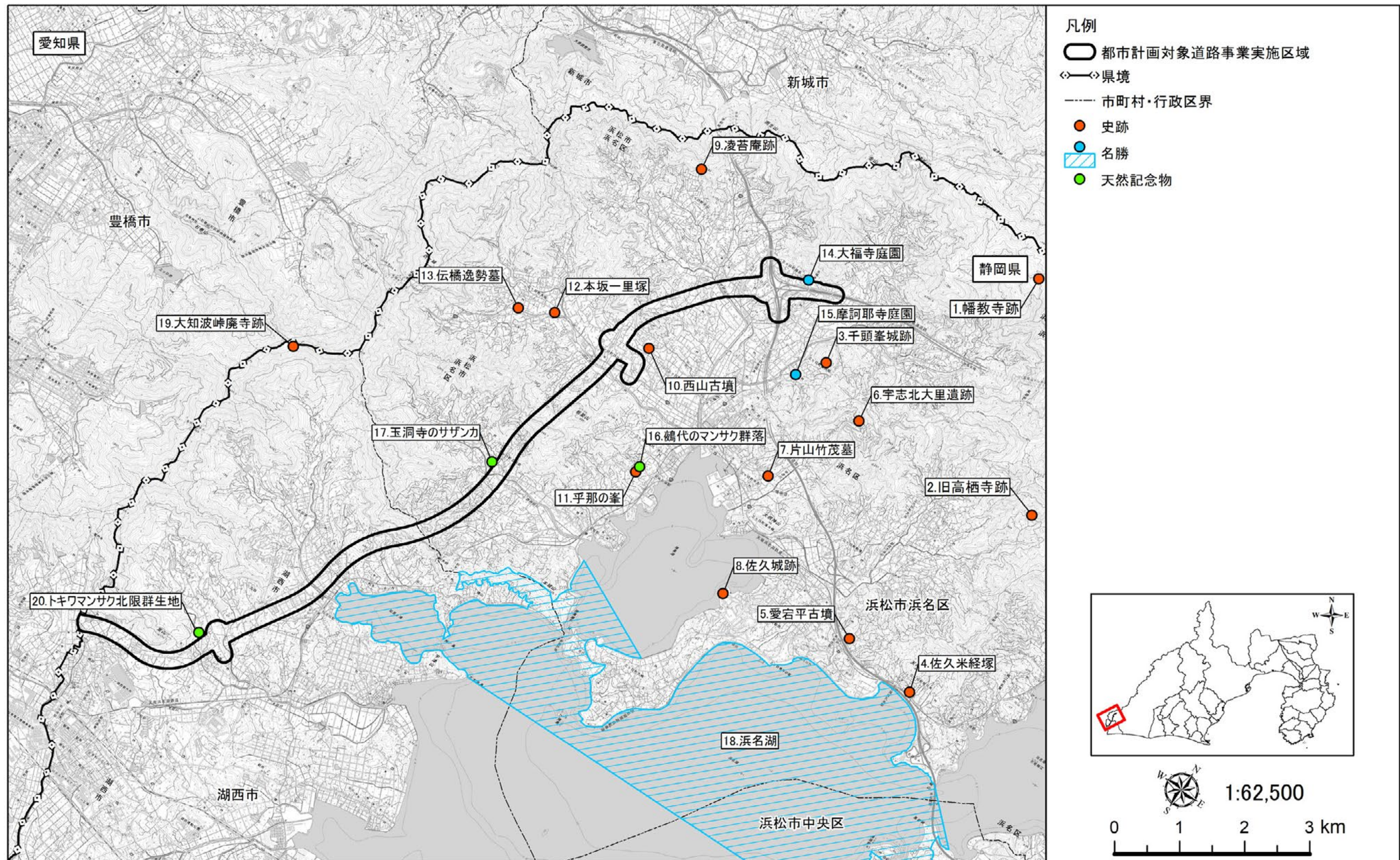
「しずおか文化財ナビ」(静岡県ホームページ)

「浜松市歴史的風致維持向上計画(参考資料令和6年3月)」(令和4年3月、浜松市)

「湖西市文化財案内マップ」(湖西市教育委員会)

「湖西市文化財地図」(平成2年12月、湖西市教育委員会)

「湖西市文化財地名表-改訂版-(1994)」(平成6年3月、湖西市教育委員会)



出典) 「浜松市文化財分布図(改訂版)」(令和7年3月、浜松市)、「はままつの文化財」(浜松市ホームページ)
 「国県指定文化財一覧」(静岡県ホームページ)
 「しずおか文化財ナビ」(静岡県ホームページ)
 「浜松市歴史的風致維持向上計画(参考資料令和6年3月)」(令和4年3月、浜松市)
 「湖西市文化財案内マップ」(湖西市教育委員会)
 「湖西市文化財地図」(平成2年12月、湖西市教育委員会)

図 4-2-20(1) 文化財位置図(史跡、名勝、天然記念物)

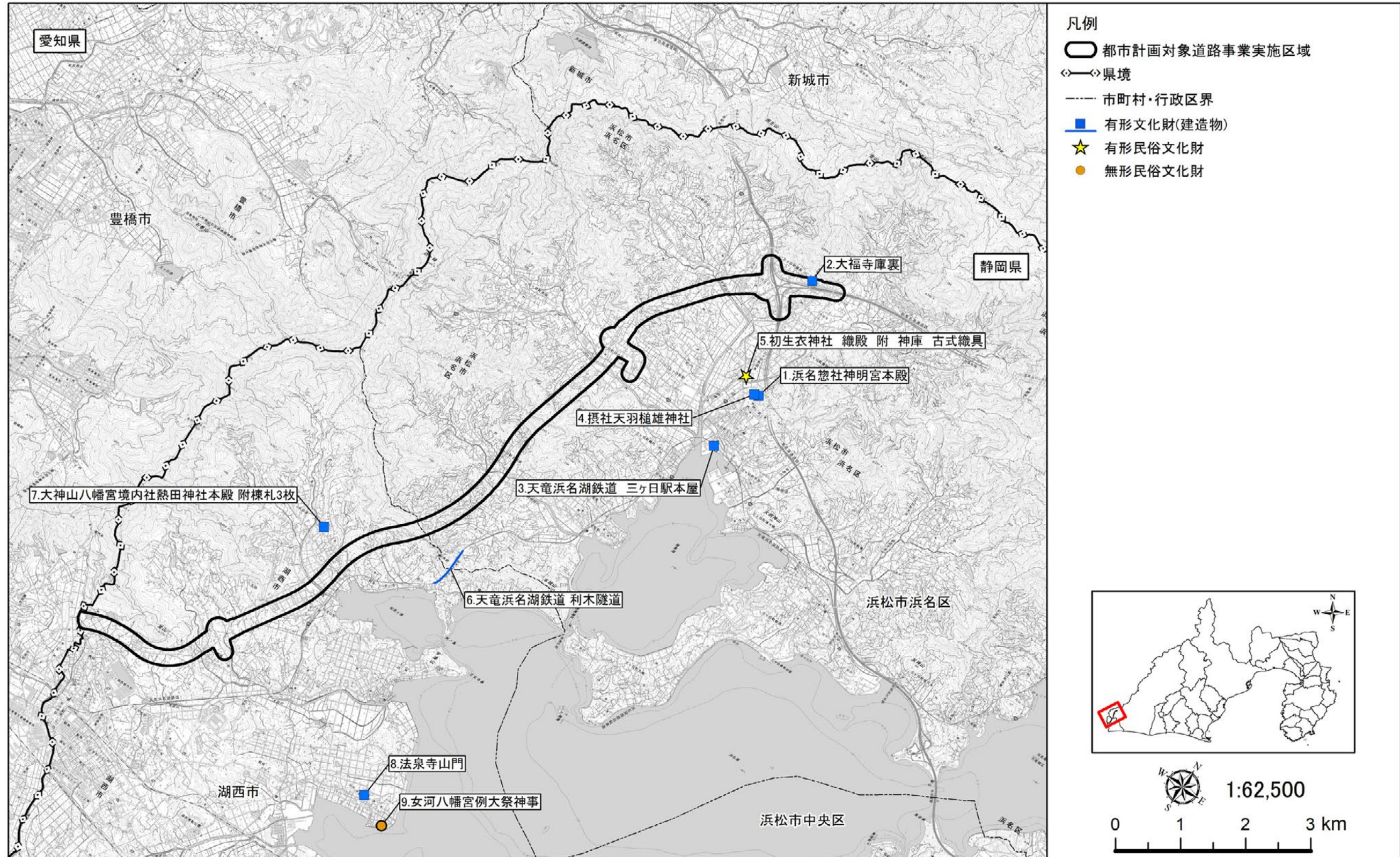


図 4-2-20(2) 文化財位置図(建造物、有形民俗文化財、無形民俗文化財)

(27) 文化財保護法に基づき周知された埋蔵文化財

調査区域に位置する「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第95条に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は、表4-2-41(1)～(7)及び図4-2-21に示すとおり、221件存在します。

事業実施区域においては、埋蔵文化財包蔵地が21件存在します。

表4-2-41(1) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域内
1	浜松市	宇志鴨川古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町宇志字鴨川	
2		宇志鴨川東古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字鴨川	
3		三ヶ日町中尾	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字中尾	
4		矢内	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字矢内	
5		楠木	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本538付近	
6		アラヤ	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字アラヤ	
7		ミソノ	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字ミソノ	
8		上地	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字上地	
9		神戸	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字神戸	
10		神目代屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字神戸	
11		西原	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字西原	
12		村上	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字村上	
13		岡本居館跡	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字大門戸	
14		大門戸	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字大門戸	
15		大門戸南	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字大門戸	
16		八ツ畑	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字八ツ畑	
17		分寸東	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字分寸	
18		北原	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字北原	
19		カモ川東古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町下尾奈260-2付近	
20		鴨川古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町下尾奈字カモ川	
21		尾奈居館跡	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字屋敷	
22		向	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字向	
23		坂堂	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字坂堂	
24		小平下	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字小平	
25		小平上	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字小平	
26		谷床	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字谷床	
27		三ヶ日町堂平	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字堂平	
28		奥屋敷	遺跡	浜名区三ヶ日町駒場字奥屋敷	
29		安形伊賀守屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町駒場字中山	
30		鯉山古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町鯉山	
31		佐久米	遺跡	浜名区三ヶ日町佐久米字竹中	
32		中ノ甲	遺跡	浜名区三ヶ日町佐久米字中ノ甲	
33		佐久米貝塚	遺跡	浜名区三ヶ日町佐久米字北尾	
34		浜名惣社神主屋敷	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字鳥居	
35		殿畑	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字殿畑	
36		東井	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字東井	
37		番剛寺	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字番剛寺	
38		三ヶ日一里塚	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字浜崎	
39		浜崎居館跡	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字浜崎	
40		浜崎	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字浜崎	
41		堂崎居館跡	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字堂崎	
42		中千頭砦跡	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字北大里	
43		北大里	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字北大里	
44		馬場	遺跡	浜名区三ヶ日町宇馬場	
45		懐山遺跡	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾字懐山	

表 4-2-41(2) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域内
46	浜松市	上尾奈古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字	●
47		海ツ田	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字海ツ田	
48		海ツ田西古墳	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字海ツ田	
49		三ヶ日町前山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字前山	
50		中嶋	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字中嶋	
51		中嶋古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字中嶋	●
52		玄長貝塚	遺跡	浜名区三ヶ日町大崎464番地	
53		宇塚山貝塚	遺跡	浜名区三ヶ日町大崎字西平	
54		大屋金太夫屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町大崎字南平	
55		法幢院裏坂貝塚	古墳等	浜名区三ヶ日町大崎字南平	
56		大谷一里塚	古墳等	浜名区三ヶ日町大谷字引佐	
57		旧高檜寺跡	寺跡	浜名区三ヶ日町大谷字釜中	
58		大谷代官屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町大谷字重郎鍛冶	
59		大谷陣屋跡	遺跡	浜名区三ヶ日町大谷字西山	
60		伝九平	遺跡	浜名区三ヶ日町大谷字伝九平	
61		土居城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町大谷字土井	
62		幡教寺跡	寺跡	浜名区三ヶ日町只木国有林	
63		公家塚	古墳等	浜名区三ヶ日町只木字カラ沢	
64		コザル	遺跡	浜名区三ヶ日町只木字コザル	
65		長岩砦跡	遺跡	浜名区三ヶ日町只木字岩井	
66		只木	遺跡	浜名区三ヶ日町只木字亀の上	
67		只木上皆ト	遺跡	浜名区三ヶ日町只木字上皆ト	
68		カシアゲ古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町津々崎字カシアゲ	
69		大明神山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町津々崎字西山	
70		青木	遺跡	浜名区三ヶ日町津々崎字青木	
71		大里古墳群	古墳等	浜名区三ヶ日町津々崎字大里	
72		白山神社古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町津々崎字中野	
73		釣古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町釣_日比沢	●
74		荒神山	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字荒神山	
75		釣	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字松葉崎	
76		分寸	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字上山田	●
77		大吉	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字大吉	
78		釣北山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字北山	
79		北畑	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字北畑	
80		貝本坂	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字貝本坂	
81		紺屋門	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字紺屋門	
82		野地	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字森平ほか	
83		西平南	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字西平	
84		西平北	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字西平	
85		佐久城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字西平	
86		愛宕平古墳	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字東山	
87		南平	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字南平	
88		平野	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字平野	
89		北平経塚	古墳等	浜名区三ヶ日町都筑字北平	
90		北平経塚	古墳等	浜名区三ヶ日町都筑字北平	
91		北平	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字北平	
92		門前	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字門前	
93		野地城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字野地	
94	藁屋堂	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字藁屋堂		
95	日比沢羽根平	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字羽根平	●	
96	河穴西	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字河穴		
97	河穴	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字河穴		
98	岩ヶ下	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字岩ヶ下		

表 4-2-41(3) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域内
99	浜松市	高掛南	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字高掛	●
100		日比沢高掛古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字高掛	
101		日比沢城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字城下	●
102		瀬尻古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字瀬尻	●
103		西ノ馬場	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字西ノ馬場	
104		西五反田	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字西五反田	
105		西向	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字西向	
106		駄荷野	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字駄荷野	
107		猪久保	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字猪久保	
108		唐沢遺跡	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字唐沢	
109		唐沢古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字唐沢	
110		包沢古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町日比沢字包沢	
111		日比沢北山	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字北山	●
112		日比沢北山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字北山	●
113		眞香畑	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字眞香畑	●
114		福長古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町福長	
115		凌苔庵跡	遺跡	浜名区三ヶ日町平山	
116		赤ザリ古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町平山 433 番地付近	
117		カミ	遺跡	浜名区三ヶ日町平山字カミ	
118		キタ田	遺跡	浜名区三ヶ日町平山字キタ田	
119		和合	遺跡	浜名区三ヶ日町平山字和合	
120		本坂後藤(源兵衛)屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂	
121		本坂一里塚	古墳等	浜名区三ヶ日町本坂一里山	
122		本坂関所跡	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂字関屋	
123		本坂後藤屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂字向イ(大月寺内)	
124		本坂平	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂字小山	
125		本坂後藤(角兵衛)屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂字藤原	
126		真尼古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶 421 付近	
127		乾山屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字乾山	
128		乾山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字乾山	
129		鯉山砦跡	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字鯉山	
130		千頭峯城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字城山池	
131		真尼	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字真尼	
132		川原畑	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字川原畑	
133		大門	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字大門	
134		陽田	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字陽田	
135		鶴代	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字カケ田	
136		羽根平	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字羽根平	
137		郷外	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字郷外	
138		古屋名	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字古屋名	
139		広畑	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字広畑	
140		上ノ山	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字上ノ山	
141		西畑	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字西畑	
142		野境	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字野境	
143		弘法穴	古墳等	中央区舘山寺町 2231 内	
144		東榎木平	遺跡	中央区呉松町	
145	西榎木平	遺跡	中央区呉松町		
146	海老海道	遺跡	中央区呉松町		

表 4-2-41(4) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域内
147	湖西市	本城山城跡	城跡	横山大久保	
148		大森古窯跡群	窯跡	岡崎	
148-1		大森第1地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
148-2		大森第2地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
148-3		大森第3地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
148-4		大森第4地点古窯跡	窯跡	岡崎新古	
148-5		大森第5地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
149		笠子原古窯跡群	窯跡	岡崎伊賀、吉美横枕他	
149-1		笠子原第1地点古窯跡	窯跡	岡崎伊賀谷	
149-2		笠子原第2地点古窯跡	窯跡	岡崎伊賀谷	
149-3		笠子原第3地点古窯跡	窯跡	吉美横枕	
149-4		笠子原第4地点古窯跡	窯跡	吉美横枕	
149-5		笠子原第5地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-6		笠子原第6地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-7		笠子原第7地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-8		笠子原第8地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-9		笠子原第9地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-10		笠子原第10地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-11		笠子原第11地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-12		笠子原第12地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-13		笠子原第13地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-14		笠子原第14地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-15		笠子原第15地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-16		笠子原第16地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
150		藤ヶ池遺跡	墳墓	岡崎伊賀谷	
151		伊賀谷Ⅰ遺跡	墳墓	岡崎伊賀谷	
152		伊賀谷Ⅱ遺跡	散布	岡崎伊賀谷	
153		不二山北遺跡	散布	岡崎伊賀谷	
154		後田面遺跡	散布	岡崎後田面	
155		岡崎遺跡	散布	岡崎後田面	
156		岡崎古窯跡群	窯跡	岡崎新古	
156-1		岡崎第1地点古窯跡	窯跡	岡崎新古	
156-2		岡崎第2地点古窯跡	窯跡	岡崎新古	
156-3		岡崎第3地点古窯跡	窯跡	岡崎新古	
157		岡崎東古墳群	墳墓	岡崎前田面	
157-1		岡崎東1号墳	墳墓	岡崎前田面	
157-2		岡崎東2号墳	墳墓	岡崎前田面	
158		岡崎東遺跡	墳墓	岡崎前田面	
159		観音山遺跡	墳墓	岡崎大森	
160		横枕Ⅰ遺跡	散布	吉美横枕	
161		横枕Ⅱ遺跡	散布	吉美横枕	
162		不二山古墳群	古墳	吉美横枕	
162-1		不二山古墳1号墳	古墳	吉美横枕	
162-2		不二山古墳2号墳	古墳	吉美横枕	
163		吉美中村遺跡	散布	吉美向田	
164		坊瀬古窯群	窯跡	吉美市場, 山口一ノ宮	
165		四国原遺跡	散布	吉美上ノ原	
166		御経塚古墳群	古墳	吉美上ノ原	
166-1	御経塚古墳1号墳	古墳	吉美上ノ原		
166-2	御経塚古墳2号墳	古墳	吉美上ノ原		
167	上ノ原遺跡	散布	吉美上ノ原		
168	川尻古墳	古墳	吉美川尻		

表 4-2-41(5) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域内
169	湖西市	境目城館	城跡	吉美川尻	
170		五反田遺跡	散布	吉美中瀬木	
171		筒川Ⅰ遺跡	散布	吉美筒川	
172		筒川Ⅱ遺跡	散布	吉美筒川	
173		雉子田遺跡	散布	吉美雉子田	
174		神明神社古墳	古墳	新所岡	
175		西村遺跡	散布	新所岡	
176		神明社西貝塚遺跡	散布	新所岡	
177		大森遺跡	散布	新所大モリ	
178		岡城跡	城跡	新所中岡	
179		梅田A古墳群	古墳	神座黒伏	●
179-1		梅田A古墳1号墳	古墳	神座黒伏	
179-2		梅田A古墳2号墳	古墳	神座黒伏	
179-3		梅田A古墳3号墳	古墳	神座黒伏	
179-4		梅田A古墳4号墳	古墳	神座黒伏	
179-5		梅田A古墳5号墳	古墳	神座黒伏	
180		神座B古墳群	古墳	神座深山、脇田	
180-1		神座B古墳1号墳	古墳	神座深山、脇田	
180-2		神座B古墳2号墳	古墳	神座深山、脇田	
180-3		神座B古墳3号墳	古墳	神座深山、脇田	
180-4		神座B古墳4号墳	古墳	神座深山、脇田	
180-5		神座B古墳5号墳	古墳	神座深山、脇田	
180-6		神座B古墳6号墳	古墳	神座深山、脇田	
180-7		神座B古墳7号墳	古墳	神座深山、脇田	
180-8		神座B古墳8号墳	古墳	神座深山、脇田	
181		神座遺跡	散布	神座神座後	●
182		梅田C古墳群	古墳	神座南	●
182-1		梅田C古墳1号墳	古墳	神座南	
182-2		梅田C古墳2号墳	古墳	神座南	
182-3		梅田C古墳3号墳	古墳	神座南	
182-4		梅田C古墳4号墳	古墳	神座南	
183		岩巢古墳群	古墳	神座脇田	
183-1		岩素古墳1号墳	古墳	神座脇田	
183-2		岩素古墳2号墳	古墳	神座脇田	
184		太田古墳群	古墳	太田	
185		青平南古窯跡群	窯跡	太田	●
185-1		青平南第1地点古窯跡	窯跡	太田神戸	
185-2		青平南第2地点古窯跡	窯跡	太田八千塚	
185-3		青平南第3地点古窯跡	窯跡	太田信代谷	
186		南山古墳群	古墳	太田イボ沢	
187		ボトウ古窯跡	窯跡	太田ボトウ	
188		丸山古墳	古墳	太田丸山	
189	湖西中学校遺跡	散布	太田元町敷他		
190	若磯神社遺跡	散布	太田若磯		
191	早稲川古窯跡群	窯跡	太田早稲川		
191-1	北早稲川古窯跡	窯跡	太田早稲川		
191-2	早稲川古窯跡	窯跡	太田早稲川		
192	神座A古墳群	古墳	太田中尾平	●	
193	斧峠古窯跡	窯跡	太田斧峠		
194	神座C古墳群	古墳	大字神座小字向山番地	●	
194-1	神座C古墳1号墳	古墳	神座向山	○	
194-2	神座C古墳2号墳	古墳	神座向山		
194-3	神座C古墳3号墳	古墳	神座向山		

表 4-2-41(6) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域内
194-4	湖西市	神座 C 古墳 4 号墳	古墳	神座向山	
194-5		神座 C 古墳 5 号墳	古墳	神座向山	
194-6		神座 C 古墳 6 号墳	古墳	神座向山	
194-7		神座 C 古墳 7 号墳	古墳	神座向山	○
194-8		神座 C 古墳 8 号墳	古墳	神座向山	○
194-9		神座 C 古墳 9 号墳	古墳	神座向山	
194-10		神座 C 古墳 10 号墳	古墳	神座向山	
194-11		神座 C 古墳 11 号墳	古墳	神座向山	○
194-12		神座 C 古墳 12 号墳	古墳	神座向山	○
194-13		神座 C 古墳 13 号墳	古墳	神座向山	○
194-14		神座 C 古墳 14 号墳	古墳	神座向山	○
194-15		神座 C 古墳 15 号墳	古墳	神座向山	○
194-16		神座 C 古墳 16 号墳	古墳	神座向山	
194-17		神座 C 古墳 17 号墳	古墳	神座向山	
195		大知波峠廃寺跡	寺跡	大知波	
196		イノコ遺跡	散布	大知波イノコ	
197		今川遺跡	散布	大知波居下前	●
198		火矢田中世墳墓群	墳墓	大知波上小路	
199		今川古墳群	古墳	大知波大原	
200		今川古墳群	古墳	大知波大原	
201		知波田小学校遺跡	散布	大知波中村	
202		青平北古窯群	窯跡	大知波南田	
203		角の城跡	城跡	大知波南田	
204		梅田 B 古墳群	古墳	入会地メウタイ	●
205		梅田 D 古墳群	古墳	入会地メウタイ	●
205-1		梅田 D 古墳 1 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
205-2		梅田 D 古墳 2 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
205-3		梅田 E 古墳 3 号墳	古墳	入会地メウタイ	
205-4		梅田 E 古墳 4 号墳	古墳	入会地メウタイ	
205-5		梅田 E 古墳 5 号墳	古墳	入会地メウタイ	
205-6		梅田 E 古墳 6 号墳	古墳	入会地メウタイ	
205-7		梅田 E 古墳 7 号墳	古墳	入会地メウタイ	
206		梅田 F 古墳群	古墳	入会地メウタイ・境田	●
206-1		梅田 F 古墳 1 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	
206-2	梅田 F 古墳 2 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○	
206-3	梅田 F 古墳 3 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○	
206-4	梅田 F 古墳 4 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○	
206-5	梅田 F 古墳 5 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○	
206-6	梅田 F 古墳 6 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○	
206-7	梅田 F 古墳 7 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○	
206-8	梅田 F 古墳 8 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○	
206-9	梅田 F 古墳 9 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○	
206-10	梅田 F 古墳 10 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田		
206-11	梅田 F 古墳 11 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○	
206-12	梅田 F 古墳 12 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○	
206-13	梅田 F 古墳 13 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○	
206-14	梅田 F 古墳 14 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○	
206-15	天神山 1 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田		
206-16	天神山 2 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田		
206-17	天神山 3 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田		
207	西笠子古墳	古墳	入会地上ノ原		
208	上ノ原古窯跡群	窯跡	入会地上ノ原		
208-1	上ノ原第 1 地点古窯跡	窯跡	入会上ノ原		

表 4-2-41(7) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域内
208-2	湖西市	上ノ原第2地点古窯跡	窯跡	入会上ノ原	
208-3		上ノ原第3地点古窯跡	窯跡	入会上ノ原	
208-4		上ノ原第4地点古窯跡	窯跡	入会上ノ原	
209		新古古窯跡群	窯跡	入会地新古	
209-1		新古第1地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-2		新古第2地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-3		新古第3地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-4		新古第4地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-5		新古第5地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-6		新古第6地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
209-7		新古第7地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
209-8		新古第8地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
209-9		新古第9地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
210		新古遺跡	散布	入会地新古	
211		小俣古窯跡群	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-1		小俣第1地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-2		小俣第2地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-3		小俣第3地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-4		小俣第4地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-5		小俣第5地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
212		上ノ原北遺跡	散布	入会地藤ヶ池	
213		岡崎小学校東遺跡	散布	入会地藤ヶ池	
214		宇津山城跡	城跡	入出宇津山他	
215		高山古墳群	古墳	入出高山	
216		取手山城跡	城跡	入出取手	
217		西ノ谷遺跡	墓地	入出西ノ谷	
218		嵩山古墳群	古墳	入地嵩山深山	
218-1		嵩山古墳1号墳	古墳	入地嵩山深山	
218-2		嵩山古墳2号墳	古墳	入地嵩山深山	
219		梅田G古墳群	古墳	梅田ノナカ	
219-1		梅田G古墳1号墳	古墳	梅田ノナカ	
219-2		梅田G古墳2号墳	古墳	梅田ノナカ	
220		西笠子古窯跡群	窯跡	白須賀宿南	
220-1		西笠子第20地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-2		西笠子第21地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-3		西笠子第22地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-4		西笠子第23地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-5		西笠子第24地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-6		西笠子第25地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-7		西笠子第26地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-8		西笠子第27地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-9	西笠子第28地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南		
220-10	西笠子第29地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南		
220-11	西笠子第30地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南		
221	利木古墳	古墳	利木藤江		

注1) 表中の「散布」は「散布地・集落」の略称です。

注2) ●：埋蔵文化財包蔵地（主番号）が事業実施区域内に含まれることを示します。

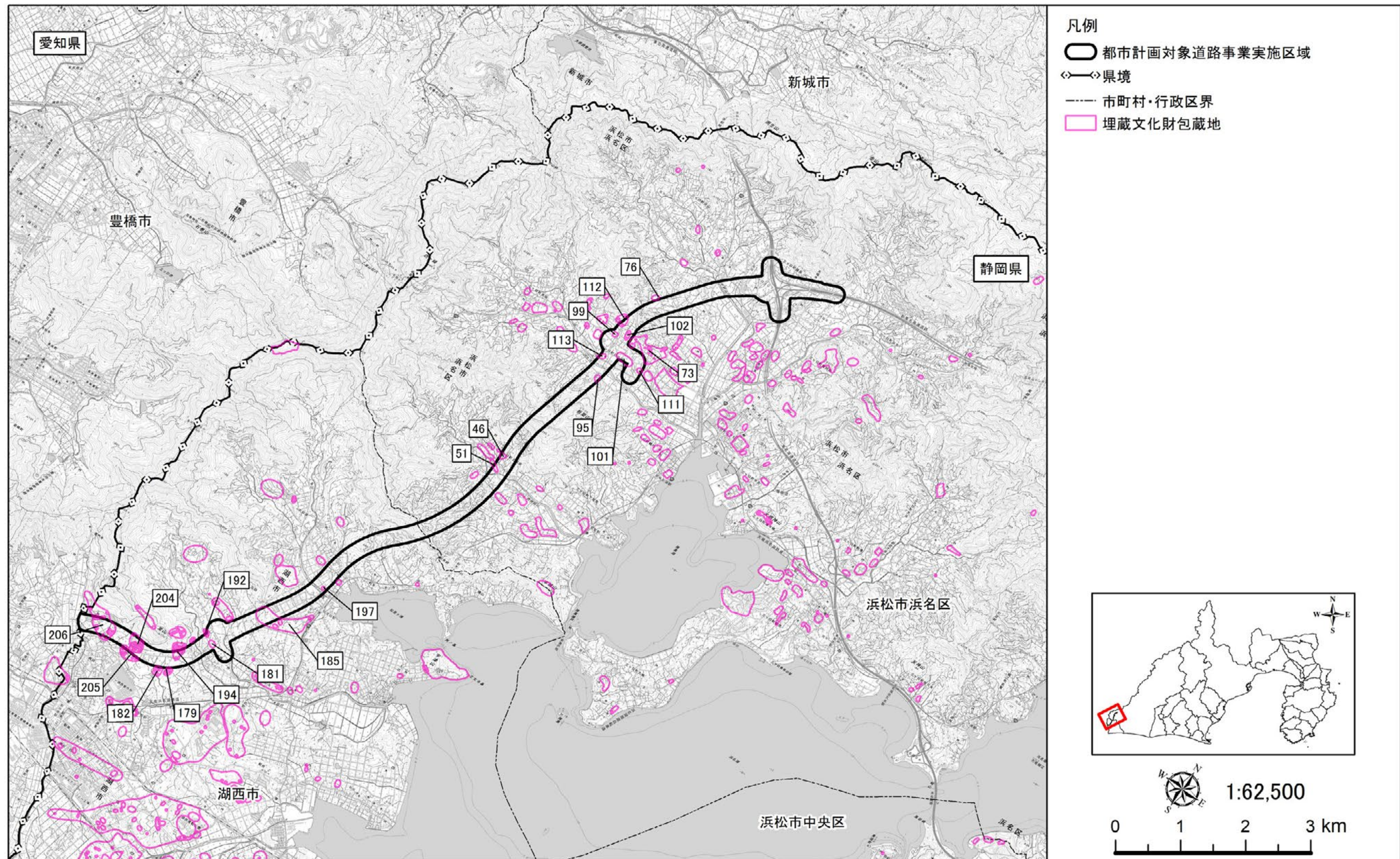
○：埋蔵文化財包蔵地のうちの一部（枝番号）が事業実施区域内に含まれることを示します。

出典) 「浜松市文化財分布図(改訂版)」(令和7年3月、浜松市)

「湖西市文化財地図」(平成2年12月、湖西市教育委員会)

「湖西市文化財地名表-改訂版-(1994)」(平成6年3月、湖西市教育委員会)

「静岡県地理情報システム 文化財課埋蔵文化財」(静岡県ホームページ)



出典) 「浜松市文化財分布図(改訂版)」(令和7年3月、浜松市)
 「湖西市文化財地図」(平成2年12月、湖西市教育委員会)
 「湖西市文化財地名表-改訂版-(1994)」(平成6年3月、湖西市教育委員会)
 「静岡県地理情報システム 文化財 埋蔵文化財」(静岡県ホームページ)

※ 事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の名称

No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称
46	上尾奈古墳群	99	高掛南	113	眞香烟	192	神座A古墳群	206	梅田F古墳群
51	中嶋古墳群	101	日比沢城跡	179	梅田A古墳群	194	神座C古墳群		
73	釣古墳群	102	瀬尻古墳群	181	神座遺跡	197	今川遺跡		
76	分寸	111	日比沢北山	182	梅田C古墳群	204	梅田B古墳群		
95	日比沢羽根平	112	日比沢北山古墳群	185	青平南古窯跡群	205	梅田D古墳群		

図 4-2-21 埋蔵文化財分布図

(28) 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の区域

調査区域において、「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第5条第1項の規定により指定された国立公園はありませんが、同法第72条の規定により指定された県立自然公園として浜名湖県立自然公園があります。指定状況は表4-2-42に、位置は図4-2-22に示すとおりです。

表 4-2-42 自然公園等の概況

No.	区分	名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日
1	県立自然公園	浜名湖県立自然公園	静岡県 浜松市、湖西市	16,708	昭和25年5月11日

出典) 「浜名湖県立自然公園の概要」(静岡県ホームページ)

(29) 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県立自然環境保全地域

調査区域において、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域及び第45条第1項の規定により指定された県立自然環境保全地域はありません。

(30) 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域

調査区域において、「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号、最終改正：令和6年5月29日号外法律第40号)第5条第1項の規定により指定された緑地保全地域、第12条第1項の規定に基づく特別緑地保全地区の区域はありません。

